

保護者様

富岡市立西中学校  
校長 藤井 清一

## 出席停止について

あなたのお子さまは、**出席停止**となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、「**学校で予防すべき感染症**」と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、**治療証明書**が必要となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出してください。

記

|          | 学校において予防すべき感染症  | 出席停止の期間の基準                                   |                                   |
|----------|---|--|-----------------------------------|
| 第1種      | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう 南米出血熱 ペスト<br>マールブルグ病 ラッサ熱<br>急性灰白髄炎 ジフテリア<br>重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)<br>鳥インフルエンザ (H5N1) および (H7N9) | 治療するまで。                                      |                                   |
| 第2種      | インフルエンザ   | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。               | たときはこのかぎりではない。<br>医師が感染のおそれがないと認め |
|          | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。     |                                   |
|          | 麻疹  | 解熱した後、3日を経過するまで。                             |                                   |
|          | 流行性耳下腺炎   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |                                   |
|          | 風疹  | 発疹が消失するまで。                                   |                                   |
|          | 水痘  | すべての発疹が痂皮化するまで。                              |                                   |
|          | 咽頭結膜熱   | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで。                        |                                   |
|          | 結核  | 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。                          |                                   |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。   |  |                                   |
| 第3種      | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症<br>腸チフス パラチフス<br>流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎<br>その他の感染症  | 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。                          |                                   |

き り と り せ ん

## 治療証明書

学校名 富岡市立西中学校

年 組 氏名

病名 ( )

月 日より上記の疾病のため出席停止となっていましたが、他に感染のおそれなくなったので 月 日より出席してよいと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印